

## 1．六価クロムの土壌環境基準

六価クロムの土壌環境基準は、土壌からの浸透水が地下水を汚染しないという観点で設定されている。すなわち六価クロムが人体に摂取される経路として飲み水に着目し、その直接の水源若しくは河川水等の涵養水源となる地下水の水質を保全するという考えである。この地下水の水質基準を、公共用水域の水質環境基準と同じ様に  $0.05\text{mg/l}$  と定め、土壌環境基準は土壌からの六価クロム溶出濃度が  $0.05\text{mg/l}$  を満たすように設定されたものである。

この公共用水域の水質環境基準 ( $0.05\text{mg/l}$ ) は、我が国の水道水質基準等に基づき、慢性毒性の観点から設定されているものである。

なお、土壌環境基準 ( $0.05\text{mg/l}$ ) に関しては、当該土壌が地下水面から離れており、原状において当該地下水中の六価クロムの濃度が地下水 1 リットルにつき  $0.05\text{mg}$  を超えていない場合には、検液 1 リットルにつき  $0.15\text{mg}$  とされている。

## 2．六価クロムの溶出が少ない固化材

普通のセメントに比べて六価クロムの溶出が少ない固化材としては、高炉セメントや新たに開発されたセメント系固化材がある。